

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律(令和4年法律第81号)の概要

- 人事院は令和4年8月8日、官民比較に基づき、一般職の国家公務員の給与改定について、国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

概要

1 月例給与の改定【令和4年4月から改定】

民間給与との較差921円を解消するため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ（平均改定率0.3%）（初任給については、大卒3,000円、高卒4,000円の引上げ）

2 特別給(ボーナス)の改定【令和4年12月期から改定】

一般の職員 年間4.30月分 → 4.40月分（0.10月分引上げ）
指定職職員 年間3.25月分 → 3.30月分（0.05月分引上げ）

3 施行期日

公布の日（令和4年11月18日）。ただし、一部の規定は令和5年4月1日